

令和7年度

第1回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第1回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年4月30日（水） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（20名）

佐藤和人
伊藤良明
中田和孝
保倉義治
山口利夫
植村登
佐藤昇
中島清文
砂川秀樹
西純一
荻野雅志
田中浩一
得能謙二
保倉浩行
百瀬誠記
松下博樹
山田保彦
長谷川礼子
工藤多希子
浅野目貴史

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	栗生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

3 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 1 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第 6	報告第 3 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 7	報告第 4 号	第 1 回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 8	報告第 5 号	農業委員会事務局職員の人事異動について
日程第 9	議案第 1 号	現況証明願及び照会について
日程第 10	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第 11	議案第 3 号	第 1 回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和7年度第1回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、山口委員、保倉浩行委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和7年度第1回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和7年4月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和6年度第11回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第1号

- 議長 日程第4 報告第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。
○中川主任 報告第1号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
総会議案1ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No.1 及びNo.2 の2件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.1 及びNo.2 は、公簿地目 畑2筆 計1,128.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終結いたします。

◎報告第2号

○議長 日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案2ページから3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.1 からNo.4 の4件で、全32筆、田267,461.00㎡、畑62,466.00㎡、その他588.00㎡、計330,515.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

○議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終結いたします。

◎報告第3号

○議長 日程第6 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の

権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのはNo.1の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、1件 4筆 計79,727.00㎡でございます。

説明は以上でございます。

○議長 これより報告第3号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎報告第4号

○議長 日程第7 報告第4号 第1回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第4号 令和7年度第1回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第4条の規定による許可申請について」、付議事件2「第1回農用地利用集積等促進計画の決定について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第4号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終結いたします。

◎報告第5号

○議長 日程第8 報告第5号 農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

事務局長。

○事務局長 報告第5号 農業委員会事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。

資料記載のとおり、金澤 由希が農業委員会事務局から異動し、その後任に教育部から吉田 美穂が着任する内容で、発令しております。

以上でございます。

○議長 これより報告第5号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終結いたします。

ここで、事務局から議事運営の休憩の申出がありましたので、休憩いたします。

休憩：14時32分～14時35分

(事務局新任職員の挨拶及び令和7年度の事務局職員体制について説明)

○議長 それでは会議を再開いたします。

◎議案第1号

○議長 日程第9 議案第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
現地調査委員を代表して、得能委員より説明願います。

○得能委員 議案第1号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回、願出がありましたのは、No.1の1件でございます。

当該土地は、昭和46年に原野として売買された土地で、昭和49年に国土調査により登記地目が畑に変更されておりますが、耕作を行っていないため、願出があったものでございます。

現地調査は、4月11日に中田委員、百瀬委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.1の現況は原野であるため、登記地目 畑 374.00㎡を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思います。
このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第2号

○議長 日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1 の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で北海道知事処分事件になるものでございます。

事業継続のために種子貯蔵庫の新設が必要となり、隣接宅地に施設を設置することに伴い、貯水池（雨水貯留施設）が必要であるが、宅地内では必要用地が確保できないため、農地部分を一部転用するものでございます。

本案件における農地転用は、やむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えのほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 畑1筆 826.14㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第3号

○議長 日程第11 議案第3号 第1回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第3号 第1回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案9ページから13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画は、令和7年度からの制度改正に伴うもので、農地の売買・賃貸に関しては、原則、公益財団法人北海道農業公社経由となり、従来の農地利用集積計画は、市が農業委員会の決定を経て、市が認可公告していたのですが、改正後は同公社が農業委員会の意見を聞いた上で、農用地利用集積等促進計画案を作成し、市が計画の認可公告を行う流れとなります。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて市及び公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが9件 43筆 411,793.00㎡でございます。

内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

また、今回提案する案件につきましては、同条第5項第2号及び第3号に定めら

れている各要件をすべて満たしていると考えます。

当該利用集積等促進計画案のとおり認可申請された際には、即日広告がされるため、当該利用集積等促進計画案は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、同法第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画案の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

第1回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案9件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和7年度第1回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時42分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員